

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

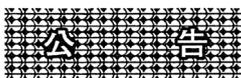
その関係図面は、告示の日から令和8年4月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年3月12日

長野県須坂建設事務所長 河原輝久

- 路線名 牧千俣線
- 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の369地先から
上高井郡高山村大字牧字湯沢滝沢2975番の369地先まで
- 供用を開始する期日 令和8年3月12日

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
諏訪ステーションパーク2
茅野市中沖11-2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社OPA
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社OPA	渡邊 祐子	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社OPA	小野 大輔	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内2-9-40
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
有限会社オートアスリート	横田 英俊	茅野市中沖9番地7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール株式会社	古澤 康之	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社アルペン	水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地3
有限会社オートアスリート	横田 英俊	茅野市中沖9番地7
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号

4 変更した年月日

令和7年3月1日ほか

5 届出年月日

令和7年12月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年3月12日から令和8年7月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン須坂駅前店

須坂市馬場町1288番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄株式会社

長野市権堂町2201番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
長電ショッピングプラザ	須坂市馬場町1288番地

(変更後)

名称	住所
イオン須坂駅前店	須坂市馬場町1288番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
長野電鉄株式会社	笠原 甲一	長野市権堂町2201番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
長野電鉄株式会社	久保田 敏之	長野市権堂町2201番地

4 変更した年月日

令和5年6月28日ほか

5 届出年月日

令和8年2月10日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年3月12日から令和8年7月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン信州山形 南棟

東筑摩郡山形村字大池原338-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
株式会社オギノ	荻野 寛二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社オギノ	荻野 雄二	山梨県甲府市徳行一丁目2番18号

4 変更した年月日

令和6年9月1日ほか

5 届出年月日

令和8年2月13日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和8年3月12日から令和8年7月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン信州山形 北棟
東筑摩郡山形村字大池原359-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号

- 4 変更した年月日
令和7年3月1日
- 5 届出年月日
令和8年2月13日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和8年3月12日から令和8年7月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン松本村井

松本市村井町南二丁目1064番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社ヤマダデンキ	上野 善紀	群馬県高崎市栄町1番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2-15
株式会社フローリストはなこま	馬場 巧	須坂市大字塩川652-1
株式会社クリーン・ア・グリーン	本庄 耕介	東筑摩郡山形村952-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社ヤマダデンキ	佐野 財丈	群馬県高崎市栄町1番1号
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2-15
株式会社クリーン・ア・グリーン	本庄 耕介	東筑摩郡山形村952-1

4 変更した年月日

令和5年6月1日ほか

5 届出年月日

令和8年2月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年3月12日から令和8年7月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリツプラザ松本

松本市大字芳川村井町字中村1225番地3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社サンリツ

諏訪市海岸通り二丁目3番45号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社エスエフシーアール	岡宮 芳和	長野市川中島町今井384番地
株式会社タナカ	田中 寶	長野市篠ノ井布施高田872番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社シューマート	五明 誠司	長野市川中島町上氷鉦1685番地13
株式会社タナカ	田中 寶	長野市篠ノ井布施高田872番地
株式会社田原屋	田熊 太郎	神奈川県川崎市堀川町580番地ソリッドスクエア西館
株式会社グオホールディングス	遠藤 結蔵	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

4 変更した年月日

令和3年12月15日ほか

5 届出年月日

令和8年2月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和8年3月12日から令和8年7月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

県営泉田地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日
平成30年9月22日
- 3 工事の完了年月日
令和8年2月19日

農地整備課

公告

県営幕宮池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営農村地域防災減災事業
- 2 工事の着手年月日
令和元年10月26日
- 3 工事の完了年月日
令和8年2月19日

農地整備課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、当該試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
令和8年7月5日(日) 午前10時15分から午後 5時20分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
令和8年9月13日(日) 午前11時から午後4時 まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	設計製図	

(2) 木造建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
令和8年7月26日(日) 午前10時15分から午後 5時20分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
令和8年10月11日(日) 午前11時から午後4時 まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	設計製図	

- 2 受験申込手続等

新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

(1) 受験申込受付期間

令和8年4月1日(水)午前10時から令和8年4月14日(火)午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和8年4月7日(火)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話050-3645-8422)に申し出てください。

(3) 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として、令和8年6月19日(金)頃から、受験申込手続完了後に利用できる受験者専用のページにおいて交付しますので、必ず印刷した上で試験場に持参してください。

3 合格者の発表等

合格者等の発表は、次の表の期日に、合格者の受験番号を公益社団法人長野県建築士会本会に掲示するとともに、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。なお、可否の判定結果は、受験者に通知します。

	合格者等の発表日	
	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和8年8月24日(月)(予定)	令和8年12月3日(木)(予定)
木造建築士試験		

4 その他

(1) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出てください。

(2) この試験について不明な点は、公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部(東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 電話050-3645-8422)に問い合わせてください。

建築住宅課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和8年3月12日

長野県知事 阿部 守一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

長野県新財務会計システム構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県会計局会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札を決定した日

令和8年3月4日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 日本電気株式会社 首都圏支社

(2) 所在地 東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札額

1,408,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和7年12月18日

会計課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和8年3月12日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

1 許可番号

令和7年5月14日 長野県松本建設事務所指令6松建第10-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市穂高730-1、730-2、731-1、731-2、731-5、737-1、737-2、737-16、739-1、739-2、739-4、739-5、739-8、739-9、740-1、740-5

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字北尾張部116

株式会社スズキ自販長野 代表取締役 鈴木 彰 人

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和8年3月12日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

1 許可番号

令和8年2月16日 長野県指令7都第30-8号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘野村字野村679-4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘野村2228 サンヴェルジュ 102

三村 恭一

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和8年3月12日

長野県長野建設事務所長 坂口 一俊

1 許可番号

令和8年1月9日 長野県指令7都第29-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字村山字土手内431-7

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字大豆島5776-1 メルティール・アイⅢ202

黒岩 彰

都市・まちづくり課